

## 農地法第43条第1項の届出に必要な添付書類一覧表

	必 要 書 類	部 数		備 考
		市	返	
1	届出書（様式第1号） 営農に関する計画（様式第2号） ※賃借人が届け出る場合は、同意書（様式第3号）も提出すること	1	1	押印省略可 押印する場合は、2部とも押印・捨印 当事者及び代理人の連絡先を記入
2	届出地の登記簿謄本 （法務局発行で3か月以内の全部事項証明書）	1	—	登記情報提供サービスのプリントアウトは不可 登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を登記事項証明書の代わりに添付すれば、登記事項証明書の添付を省略可
3	案内図（1/2500程度が望ましい） ※区画整理地内は、仮換地の場所が分かるもの	1	1	場外排水経路及び流末（至〇〇川）を記入、申請地を赤枠で囲む
4	公図（法務局発行） ※区画整理地内は不要	1	1	写し可。届出地を赤枠等で図示
5	施設図面① ※施設の屋根又は壁面を透過性のもので覆う場合	1	1	施設底面の用途、用排水計画、施設配置が分かるもの
6	施設図面② ※施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合	1	1	施設底面の用途、用排水計画、日影範囲、敷地境界線、縮尺・方位、施設配置、施設から水平距離5m及び10mの線
7	申請者が法人の場合	登記事項証明書	1	原本
		定款又は寄付行為	1	写し
8	土地区画整理地内の場合	仮換地証明書	1	該当区画整理事務所 各原本1、写し1
		仮換地図	1	
9	登記簿謄本に記載された所有者住所が現住所と異なる場合	住民票の写し	1	写し
10	代理届出の場合	委任状	1	1 原本1、写し1 押印省略不可
11	事前着工している場合	始末書	1	

## ●注意事項

- ※ 農作物栽培高度化施設の増改築や建替えをする場合についても、届出が必要です。
- ※ 農地を農作物栽培高度化施設用地として利用するため、所有権移転等する場合、届出とあわせて農地法3条の許可申請が必要です。
- ※ 既に設置されている農作物栽培高度化施設の用地を借りる場合、借人は、農地法3条の許可申請が必要です。
- ※ 農作物栽培高度化施設用地を借りて利用する場合でその農地が共有名義の場合、共有者すべての同意が必要です。